

堺市会計年度任用職員採用選考受験案内

(家庭相談員)

【試験日程】

令和6年5月19日(日)

【受付期間】

令和6年5月10日(金)まで

【採用予定日】

令和6年7月1日(月)



堺市子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

1 募集内容

(1) 業務内容等

業務内容	採用 予定数
家庭における子どもの養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るため、堺市子ども相談所や各区役所の保健センターなどの関係機関と連携し、児童虐待の通告対応をはじめ、保健福祉総合センター内での相談指導や家庭訪問を通じ、児童福祉に関して問題を抱えている家庭の援助を行う。	2名程度

(2) 受験資格

◆家庭児童福祉の増進に熱意をもち、かつ、次に掲げる条件のいずれかに該当する人

- ① 学校教育法に基づく大学(大学又は短期大学等)において、児童福祉・社会福祉・児童学・心理学・教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人(令和6年6月30日までに卒業見込みの人を含む)
- ② 社会福祉士の資格をもつ人又は令和6年6月30日までに社会福祉士の資格を取得見込みの人
- ③ 社会福祉主事として、令和6年6月30日までに2年以上相談援助業務に従事した人
- ④ 医師の資格を持つ人
- ⑤ 前各号に準ずる者で、家庭相談員として必要な学識経験を有する人

◆パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる人

◆国籍及び年齢は問いません

◆地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日程等

(1) 試験日時

令和6年5月19日(日) 午前9時30分集合(時間厳守)

※集合時間までに受付を済ませていない人は、試験を受験できません。

ただし、公共交通機関の不通・遅れにより集合時間に遅刻した場合は、利用した公共交通機関発行の遅延証明書の提出を条件として、受験を認める場合があります。

(2) 集合場所

堺市役所 高層館12階 (堺市堺区南瓦町3番1号)

※試験会場へは公共交通機関をご利用ください。

(3) 持ち物

- ① 筆記用具 ② 受験票

※携帯電話、スマートフォン等の時計機能は使用できませんのでご注意ください。

(4) 試験内容

- ① 筆記試験(1時間)

- ② 面接試験(グループディスカッション:約20分、個別面接:約15分)

※応募者が複数の場合のみにグループディスカッションを実施

(5) 合格発表

合格発表は令和6年5月24日(金)までのご連絡を予定しています。結果の可否に関わらず、受験者本人に結果通知書を郵送します。

※電話等による可否の問い合わせにはお答えできません。

(6) その他

- ①応募人数によっては、面接試験が午後になる場合があります。

(昼食は各自でご用意ください。)

- ②試験のスケジュール等は、受付時にお知らせします。

- ③合格者には指定する期限までに応募資格が確認できる書類を提出していただきます。

- ④受験資格を取得見込みの人について、令和6年6月30日までに受験資格を満たすことができない場合は、合格(採用)を取り消します。

- ⑤受験資格がないことが判明した場合は、合格(採用)を取り消します。また、申込内容や提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格(採用)を取り消すことがあります。

3 受験申込み方法

(1) 申込み方法

【持参の場合】

令和6年5月10日(金)まで(土、日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで)
堺市役所(堺市堺区南瓦町3番1号)高層館8階 子ども青少年育成部子ども家庭課へ
『堺市会計年度任用職員履歴書(家庭相談員)』をご持参ください。

受付後、受験票をお渡しします。

※来庁に際しては、公共交通機関をご利用ください。

【郵送の場合】

令和6年5月10日(金)まで(当日消印分まで有効)

『堺市会計年度任用職員履歴書(家庭相談員)』を郵送先(子ども家庭課)まで**簡易書留**

にて郵送してください。

- ※ 『堺市会計年度任用職員履歴書（家庭相談員）』の記入にあたっては、黒インク又は黒ボールペンを使用し、**自筆で記述してください。**
- ※ 提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

提出書類	<p>○堺市会計年度任用職員履歴書（家庭相談員） 半年以内に撮影した鮮明な写真1枚を貼り付けてください。 (写真はタテ4cm×ヨコ3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に試験区分と氏名を記入して履歴書にのりで貼り付けること)</p> <p>○返信用封筒（444円分の切手を貼付したもの）（郵送の場合のみ） ※ 受験票送付用。定形（長型3号程度の大きさ）の封筒に、ご自身の郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、切手を貼付してください。 ※ 返信用封筒（444円分の切手を貼付したもの）を同封していない場合は、受付することができませんので、ご注意ください。</p>
郵送先 郵送方法	<p>○郵送先 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 子ども養護係</p> <p>○郵送方法 ※ 封筒の表に「堺市会計年度任用職員履歴書在中」と朱書きで明記し、上記の提出書類（折り曲げ厳禁）と返信用封筒を同封し、簡易書留にて郵送してください。</p>

(2) 受験票の発行

- ①履歴書を持参の場合、受付時に「受験票」を交付します。
- ②履歴書を郵送の場合、「受験票」を簡易書留にて郵送します。
- ※ 送付した受験票は、試験日当日必ず持参してください。

(3) その他

- ・提出書類は一切お返ししません。
- ・受験に際して取得した個人情報、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

4 報酬・勤務条件等

(令和5年12月21日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。)

- ◆任用根拠：地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する地方公務員
- ◆勤務日：原則として、月～金曜日のうち週4日（勤務日については、採用時に指定します。)
- ◆勤務時間：週30時間勤務
原則として、午前9時～午後5時30分の内7時間30分ですが、時間外勤務

をすることがあります。(勤務時間については、採用時に指定します。)

- ◆任期：令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
勤務成績に応じて、再度任用することがあります。
- ◆報酬：月額 187,100円
本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり
(上限10年)
- ◆期末・勤勉手当：期末・勤勉手当は6月、12月(合計4.5月分<予定>)に支給。
※任用初年度は在職期間に応じて割り落としがあります。

<報酬例> ※令和6年4月1日から継続して勤務した場合

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	...	令和16年度以降
月額報酬 ※1	187,100円	198,300円	203,800円		238,100円
期末・勤勉手当 ※2 <予定>	841,948円	892,348円	917,100円		1,071,448円
年額報酬 ※2 <予定>	3,087,148円	3,271,948円	3,362,700円		3,928,648円

※1 月途中の任用の場合は、規定に応じて割り落としがあります。

※2 期末・勤勉手当は6月、12月(合計4.5月分<予定>)に支給。ただし、任用初年度は在職期間に応じて割り落としがあります。

- ◆その他諸手当：通勤手当、時間外勤務手当に相当する額を本市の規定に基づき費用弁償及び増額報酬として支給
- ◆休日等：週休3日、祝日、年末年始
- ◆休暇：年次有給休暇(週4日、週30時間勤務で7月1日採用の場合15日予定)、特別休暇(夏季、介護等)等
- ◆勤務地：各区保健福祉総合センター 子育て支援課
(勤務場所については、採用予定者に対して、後日連絡します。)
- ◆福利厚生：厚生年金、健康保険、雇用保険、公務災害補償制度等

5 問い合わせ先

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7331 (直通)

FAX 072-228-8341

